

通所介護利用契約書兼重要事項説明書

1 サービスの目的及び内容

事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となるサービスを提供します。

(1) 通所介護サービスは、事業者が管理運営する特定の施設に通い、当施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

(2) サービス提供事業者の概要

| | | |
|------------|-------------------------------|--------------------|
| 事業所の名称 | デイサービスセンター春花 | 管理者：橋本政道 |
| 指定番号 | 大分県 4470203052 号 | 令和 3 年 6 月 1 日指定更新 |
| 事業内容 | 指定通所介護事業所 | |
| 事業所の所在地 | 〒874-0849 大分県別府市大字鶴見1951番地の30 | (株式会社友輪) |
| 利用定員 | 96人 | |
| 電話番号 | 0977-21-0015 | FAX番号 0977-21-0018 |
| 通常の事業の実施地域 | 別府市 | |
| 営業時間及び休日 | 月曜日～日曜日（8：00～17：00）年中無休 | |

(3) 職員の配置状況

| 職種 | | 専従 | 兼務 |
|------------------|-----|------|------|
| 施設長(管理者) | | 名 | 1 名 |
| 介護職員 | 1単位 | 34 名 | 10 名 |
| | 2単位 | 30 名 | 7 名 |
| 生活相談員 | | 名 | 5 名 |
| 看護職員 | 1単位 | 名 | 7 名 |
| | 2単位 | 名 | 5 名 |
| 機能訓練指導員(看護職員と兼務) | 1単位 | 名 | 7 名 |
| | 2単位 | 名 | 5 名 |

(4) サービス提供(詳細)については、別添「通所介護計画書」を作成し、利用者またはその代理人の同意を得たうえで、計画的に提供いたします。

2 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 通所介護計画及び内容

(1) 事業者は、利用者にかかる居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。

(2) 事業者は、利用者にかかる居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

(3) 事業者は、通所介護の提供にあたり、利用者及びその家族等に対して説明するものとします。

(4) 利用者またはその家族が、サービス内容の変更を希望するには、事業者に申し入れることがで

きます。その場合、事業者は可能な限り利用者またはその家族の希望に沿うように変更するものとします。

(5) 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し変更内容を確認するものとします。

4 介護保険給付対象サービス

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

5 介護保険給付対象外のサービス

(1) 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

(2) 事業者は、第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

6 サービス利用料金の支払い

(1) 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

(2) 利用者は、要介護度に応じてサービスの提供を受け、下記に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業所に支払うものとします。

1日当たりの利用料金（介護保険給付対象外のサービスについても同様とする）

| ご利用者の要介護度とサービス利用料金 (7時間以上8時間未満の場合) | 要介護度1 6,040円 | 要介護度2 7,130円 | 要介護度3 8,260円 | 要介護度4 9,410円 | 要介護度5 10,540円 |
|---------------------------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 入浴 | 400円 | | | | |
| 中重度者ケア体制加算 | 450円 | | | | |
| 認知症加算 | 600円 (認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上ご利用者様が対象) | | | | |
| 介護職員処遇改善加算 | 1ヵ月の総単位数の5.9% | | | | |
| 介護職員特定処遇改善加算 | " 1.0% | | | | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | " 1.1% | | | | |

(4) 前項の他、利用者は食事代とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 食事の提供 | 利用者に提供する食事にかかる費用です。 | 1回あたり250円 |
| レクリエーション クラブ活動 | 利用者の希望によりレクリエーションやクラブに参加していただくことができます。 | 実費 |
| 複写物の交付 | 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 | 1枚につき20円 |
| 日常生活上必要となる諸費用実費 | 日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるもの | 実費 |

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| | にかかる費用をご負担いただきます。 | |
| おむつ代 | | 実費 |
| 理美容費 | 第3木曜日・第4水曜日理容専門業者が訪問しご利用いただけます。 | 実費 |

(5) 利用者または、その代理人は、前項のサービス料金・費用を翌月までに支払うものとします。

7 利用日の中止・変更・追加

(1) 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

(2) 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

(3) 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して、協議するものとします。

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の100% (自己負担相当額) |

8 利用料金の変更

(1) サービス利用料金の支払いについて、介護給付費体系の変更があった場合事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

(2) 利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため契約期間中であっても関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

(3) 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

9 事業者及びサービス従事者の義務

(1) 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

(2) 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師または看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取等確認の上でサービスを実施するものとします。

(3) 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(4) 事業者は、サービスの提供時において利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

10 個人情報の使用にかかわる事項

(1) 事業者及びサービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏えいしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 前2項に関わらず、利用者にかかる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、文書にてその情報が用いられる者の事前の同意を得たうえで利用者または利用者の家族

等の個人情報を用いることができるものとします。

11 利用者の施設利用上の注意義務等

(1) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします。

(2) 利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは、変更した場合には、自己の費用により原状に復するかまたは相当の代価を支払うものとします。

(3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用を方法等を決定するものとします。

12 損害賠償責任

(1) 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、この限りではありません。

13 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

(2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

14 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

15 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

(1) 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところにしたがい事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

1. 利用者が死亡した場合

2. 要介護認定により利用書の心身の状況が自立と判定された場合

3. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合

4. 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合

5. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

6. 利用者及び事業者からの契約が解約または解除された場合

(2) 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

16 利用者からの中途解約

(1) 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

(2) 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

1. 利用者が入院した場合
2. 利用者にかかる居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

17 利用者からの契約解除

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

(2) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけまたは、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

18 事業者からの利用解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 利用者による、サービスの利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(4) 利用者が、故意または重大な過失により事業者または、サービス従事者もしくは他の利用者等生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

19 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

| | |
|----------------|---|
| 当施設苦情相談窓口 | (職 名) 管理者、生活相談員 (受付時間) 9:00~16:00 |
| 大分県高齢者福祉課 | (所在地) 大分県大分市大手町1-1 (受付時間) 9:00~17:00 (電話番号) 097-506-2684 |
| 大分県国民健康保険団体連合会 | (所在地) 大分県大分市大手町2-3-12 (受付時間) 9:00~17:00 (電話番号) 097-534-8475 |

20 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところにしたがい、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者、利用者代理人、及び事業者は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

利用者住所 〒 ー
氏名 ⑩

利用者代理人住所 〒 ー
氏名 ⑩

事業者住所 大分県別府市大字鶴見1951番地の30

事業者名 株式会社 友輪

代表者名 代表取締役 崎村篤史 ⑩